山都町地域防災計画
新　旧　対　照　表

令和３年度

【記載要領の説明】
○　赤字は　新規・修正及び追加（新）
○　青字は　記載場所の修正（旧）
○　~~青字~~は　削除（旧のみ）
○　【略】　変更がないところを省略して記載

【共通災害対策編】

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
第１章 第２節　防災の理念 　防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において、住民個々（自助）、地域・ご近所等（共助）、町・県・国等の行政（公助）が一体となって地域の総括的システムを検討し、最善の対策をとることが重要である。 以下略	防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の４段階があり、それぞれの段階において、住民個々（自助）、地域・ご近所等（互助）、社会保険のような制度化された相互扶助（共助）、町・県・国等の行政（公助）が一体となって地域の総括的システムを検討し、最善の対策をとることが重要である。	4
２　共　助 ~~町民は、その中においても「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治振興区や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、顔の見える関係を築くことに着意する。~~ ~~この際、互助を次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。~~	２　互　助 家族・友人・地域活動仲間等、個人的な関係を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力である。互助は、自発的な支えあいであり、近隣の仲間、住民同士の軽易な助け合い、自治会などの地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、ＮＰＯ等による有償ボランティアなど幅広い様々な形態がある。 町民は、その中においても「自分たちの地域は自分たちで守る」「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治振興区や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、顔の見える関係を築くことに着意する しかし、「自助」にも限界があり、また年老いて身体が動かなくなっていく高齢者については、個人で何とかするという考えでは、モチベーションも続かない可能性がある。 自分自身で行き詰った時のサポートが必要であり、時によっては、自身がサポートする側に回ることもできて、その役割を持ち続けられるような人と人同士が支え合う「互助」が必要である。 この際、互助を次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。 ３　共　助 共助は、制度化された相互扶助である。介護保険に代表する社会保障制度やサービスのことであり、医療保険や介護保険・年金など、社会保障制度で社会全体を支える。 「互助」では、難しい課題には「共助」が必要であり、「互助」のバランスが重要であり、そのバランスが崩れると支える側が困難になってしまい、「互助」の関係性が壊れてしまうため、必要に応じて自身の「権利」として利用ができる「共助」を利用し、第三者が介入することで、「自助」を支え、「互助」の負担を 減らし、バランスを整えられる。 【改正の理由】自助・共助・公助　⇒　自助・互助・共助・公助　に修正したため。	8

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
２　地域住民等の自主防災組織 （1）　組織の編成単位 ア　【略】　イ　【略】 ウ　~~自治振興区内の行政区ごとの自主防災組織設立を推奨~~ ~~自治振興区内に行政区が数多く所在する区については、自治振興区における自主防災組織の防災訓練の実施が困難なため、行政区ごとに行っている。そのため、自治振興区内の行政区ごと自主防災組織を設立し、活動を行っている地域もある。~~ ~~自主防災組織の防災訓練等の活動を効果的に行うため、自治振興区内における自主防災組織を設立した上で、行政区ごとの自主防災組織の設立を推奨する。~~ （2）　組織づくり 既存の自治振興会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。 ア　自治振興会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。 イ　リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。	２　地域住民等の自主防災組織 （1）　組織の編成単位 ア　【略】　イ　【略】 ウ　山都町自主防災組織の設立状況 自主防災組織の設立率は、自治振興区２８中２７が設立、１個の未設立の自治振興区は、行政区毎設立したため、令和３年４月１日で１００％の設立となった。 エ　自治振興区内の行政区ごとの自主防災組織設立を推奨自治振興区内に行政区が数多く所在し、合同の防災訓練が困難なことから、自治振興区内の行政区ごとに行っているところもある。 そのことから、地区の特性に応じて自主防災組織の活性化を図るため、自治振興区内における行政区ごとの自主防災組織の設立を推進する。 なお、令和２年度から自主防災組織の補助制度の対象としている。 （2）　組織づくり 既存の自治振興会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とするが、地域的特性を考慮し、行政区毎の自主防災組織の設立についても促進を図る。また、次のような方法により組織づくりをするものとする。 その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。 ア　地域防災リーダーの育成 熊本県が、実施する防災士育成講座「火の国防災塾」に数多くの希望者を募り、防災士の育成を図るとともに、早期の山都町防災士会発足を促し、地域における防災リーダーの育成の強化を推進する。 イ　防災モデル地域を指定して活動状況を紹介するとともに、防災士の自主防災組織における地位を確保し、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、組織の活性化を図る。 【改正の理由】　具体的に整理した。	16

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
第４節 １【略】 ２ 消化力の充実化 (1)(2)　【略】 ３　森林原野火災 （1）（2）（3）【略】	第４節 １【略】 ２ 消化力の充実化 (1)(2)　【略】 (3) 関係機関との連携強化 山都町防災訓練に対して参加を積極的に行い、関係機関との連携強化を図る。 また、自衛隊との連携を重視し、自衛隊山都町の警備担任部隊への体験入隊等を計画し、消防団員の能力の向上を図る。 ３　森林原野火災 （1）（2）（3）【略】 (4) 自衛隊大矢野原演習場の野火対処 大矢野原演習場の自衛隊による野火発生（野火：自衛隊演習場の火災をいう。）の場合、自衛隊担当部署からの連絡により、防災無線等を活用して町民に適時適切な情報提供を行なう。 この際、下記事項を徹底する。 ア　自衛隊の野火発生情報を速やかに防災無線及び防災アプリ等により住民に周知するとともに大矢野原演習場管理事務所との連携を図り、発生・逐次の状況・鎮火等の状況提供を逐次行う。 イ　野火の消火状況を逐次把握し、地域住民の問い合わせ対応を適切に実施する。その際、自衛隊の火災情報を正確に伝え、町民へ安心感を与える。	18

<table>
<tr><th colspan="4">現行（令和２年度山都町地域防災計画）</th><th colspan="4">修正案（令和３年度山都町地域防災計画）</th><th>P</th></tr>
<tr><td colspan="4">第１節
１【略】
２（1）【略】
（2）災害対策本部の分掌事務</td><td colspan="4">第１節
１【略】
２（1）【略】
（2）災害対策本部の分掌事務</td><td>23</td></tr>
<tr><td>部</td><td>部長</td><td>班名及び班長</td><td>分掌事務</td><td>部</td><td>部長</td><td>班名及び班長</td><td>分掌事務</td><td>23</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総務対策部</td><td>総務課長（企画政策課長）</td><td>危機管理対策班
危機管理対策班長</td><td>1～16【略】</td><td rowspan="2">総務対策部</td><td>総務課長（企画政策課長）</td><td>危機管理対策班
危機管理対策班長
防災係長
（危機管理監）</td><td>1,2,4,5,6,8～17【略】

3 高齢者等避難、避難指示等の警戒レベルの発令に関する事項
7 防災行政無線及びＬＶ（ライフビジョン）の運用並びに情報周知に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td>総務班</td><td>総務班
総務班長
総務係長
（財政係長・人事給与係長・管理係長）</td><td>1～12【略】</td><td>総務班</td><td>総務班
総務班長
総務係長
（財政係長・人事給与係長・管理係長）</td><td>1～7,9.10,11【略】

8 受援計画（マニュアル）に関する事項
12 避難所計画に関する事項
13 各課に属さない事項</td><td>24</td></tr>
</table>

現行（令和２年度山都町地域防災計画）				修正案（令和３年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
総務部	企画政策課長	企画政策班 企画政策班長 企画係長 （情報係長・復興推進室長）	1　緊急輸送車両の確保に（許可申請、調達及び運用管理）に関する事項 2　道路被害に伴う、コミュニティバス運行の調整に関する事項 3　報道統制に関する事項及び現地等における取材等に関する事項 4～8　【略】	総務部	企画政策課長	企画政策班 企画政策班長 企画係長 （情報係長・復興推進室長）	1　緊急輸送車両の確保に（許可申請、調達及び運用管理）に関する事項 2　【略】 3　報道統制に関する事項及び報道機関との連絡、災害状況の公表及び現地等における取材等に関する事項（町長等への取材調整含む。） 4～8　【略】 9　受援計画（マニュアル）に関する事項	24
	地籍調査課長	避難所統制班 避難所統制班長 地籍調査係長	1～3　【略】 4　避難所への備蓄品及び支援物資の配布（避難所班） 5　車中泊者数・場所・集約に関する事項の把握		地籍調査課長	避難所統制班 避難所統制班長 地籍調査係長	1～3　【略】 4　避難所開設状況の把握及び指定避難所の公衆電話の導通点検に関する事項（避難所班及び避難所設置班をもって確認する。） 5　避難所への備蓄品及び支援物資の配布の担当課との調整（避難所班） 6　車中泊者数・場所・集約に関する事項の把握及び避難場所等の集約のための統制	25
福祉対策部	福祉課長	福祉部 福祉係長 （高齢者支援係長）	1～9　【略】 10　策部共通事務及び班共通事務に関する事項	福祉対策部	福祉課長	福祉部 福祉係長 （高齢者支援係長）	1～9　【略】 10　高齢者等（災害時要配慮者）の避難に関する事項 11　策部共通事務及び班共通事務に関する事項 12　災害時要配慮者等の個別避難確保に関する事項	25

現行（令和２年度山都町地域防災計画）				修正案（令和３年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
福祉衛生対策部	医療対策本	医療対策班 健康ほけん係長 （国民年金係長）	1～7【略】	福祉衛生対策部	医療対策本	医療対策班 健康ほけん係長 （国民年金係長）	1～６【略】 7　避難所における感染症対策に関する事項 8　　【略】	25
	病院事務長	病院総務班 病院総務係長 （病院医事係長）	1～3　【略】		病院事務長	病院総務班 病院総務係長 （病院医事係長）	1～3　【略】 4　医療相互支援等の協定書締結済みの関係機関との調整に関する事項（災害対策本部室との調整） 5　災害負傷者に関する治療等に関する事項	26
	山の都創造課	救援物資班 山の都づくり推進室長 （グランドデザイン推進室長）	1～8【略】		山の都創造課	救援物資班 山の都づくり推進室長 （グランドデザイン推進室長）	1～7　【略】 8　救援物資及び備蓄倉庫等の施設の安全に関する事項 9　　【略】	26
	税務住民課長	被害家屋認定班 課税係長 （徴収係長）	1～６【略】		税務住民課長	被害家屋認定班 課税係長 （徴収係長）	1～６【略】 7　救援物資・備蓄品等の配分・配布に関する事項（増援）	26

現行（令和２年度山都町地域防災計画）				修正案（令和３年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
環境対策部	環境水道課長	環境衛生班 環境衛生班長 環境衛生係長	1～2【略】 ３　災害廃棄物集積場の設置に関する事項 ４～11【略】	環境対策部	環境水道課長	環境衛生班 環境衛生班長 環境衛生係長	1～2【略】 ３　災害廃棄物集積場の設置に関する事項 ４～11【略】	26
		水道班 水道班長 工務係長 （経理係長）	変更事項なし			水道班 水道班長 工務係長 （経理係長）	変更事項なし	27
商工観光労働対	山の都創造課長	商工観光班 商工観光班長 商工観光係長	変更事項なし	商工観光労働対策	山の都創造課	商工観光班 商工観光班長 商工観光係長	変更事項なし	
農林対策部	農林振興課	農政対策班 農政対策班長 農政係長 （農村整備係長）	変更事項なし	農林対策部	農林振興課	農政対策班 農政対策班長 農政係長 （農村整備係長）	変更事項なし	
		林政対策班 林政対策班長 林政係長	変更事項なし			林政対策班 林政対策班長 林政係長	変更事項なし	

現行（令和２年度山都町地域防災計画）				修正案（令和３年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
土木住宅対策部	建設課長	土木対策部 土木対策班長 土木係長 （高速道路対策室長）	1～８【略】	土木住宅対策部	建設課長	土木対策部 土木対策班長 土木係長 （高速道路対策室長）	1～７【略】 ８　災害対策本部設置・運用に関する事項 ８⇒９【略】	28
		住宅対策班 住宅対策班長	1～7【略】			住宅対策班 住宅対策班長	1～5【略】 6　災害対策本部設置・運用に関する事項 6⇒7【略】	
文教対策部	学校教育課	学校教育班 学校教育班長 学校教育係長	1～7【略】	文教対策部	学校教育課	学校教育班 学校教育班長 学校教育係長	1～6【略】 7　災害対策本部設置・運用に関する事項 7⇒８【略】	
	生涯学習課	施設対策班 施設対策班長 生涯学習係長 （体育施設設備推進室長）	変更事項なし		生涯学習課	施設対策班 施設対策班長 生涯学習係長 （体育施設設備推進室長）	変更事項なし	

現行（令和２年度山都町地域防災計画）				修正案（令和３年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
出納対策部	会計課長	出納対策班 出納対策班長 会計係長 ~~戸籍住民係長~~	1～６【略】	土木住宅対策	建設課長	出納対策班 出納対策班長 会計係長	1～７【略】 ８　災害対策本部設置・運用に関する事項 ８⇒９【略】	28
応援対策部議会事務局等		※他の班に属さないもの	町議会議員の安否確認に関する事項等	応援対策部議会事務局等		※他の班に属さないもの	1　町議会議員の安否確認に関する事項 2　災害対策本部の設置・運用に関する事項 3　災害対策本部室から命ぜられた事項	

（3）　指定避難所の避難状況の確認【避難所班の編成】

班	応援課（班）等	指定避難所名	備　考	班	応援課（班）等	避難所役割	備　考	P
1 班	~~出納対策班~~	~~JA 名連川支所~~	すべて削除	1 班	税務住民課	○　指定避難所の確認場所は、当時の状況により避難所統制班（地籍調査課）の指示による。	※１個班２名とする。山の都創造課１個班、その他は２個班編成をする。 ※使用車両は、課内の公用車とするが、使用が困難な場合は、災害対策本部室と調整する。	29
2 班		~~下名連石老人憩いの家~~		2 班				
3 班	被害家屋認定班	~~皆和~~		3 班	山の都創造課			
4 班	山の都創造課	~~中島体育館~~		4 班	農林振興課			
5 班	農林振興課	~~下矢部改善センター~~		5 班				
6 班	生涯学習課	~~白糸第１体育館~~		6 班	生涯学習課			
7 班		~~白糸第２体育館~~		7 班	清和支所	清和地区指定緊急場所の確認（当時の状況による。）		
8 班		~~白糸第３体育館~~		8 班	蘇陽支所	清和地区指定緊急場所の確認（当時の状況による。）		

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
※ ~~被害の状況及び感染症に対する処置等が必要になった場合は、避難所を集約（拡大）等の処置及び避難所対応の編成を変更する場合がある。（当時の状況による。）~~	ア　避難所班の役割 （ｱ）　避難所統制班（地籍調査課）の指示のもと指定避難所等の避難状況及び要望等を確認する。 （ｲ）　指定避難所に設置している災害用公衆電話の設置を確認し、取り扱いについて説明するとともに避難状況を定時報告（結節時：１時間毎基準）に連絡をするように避難者に周知する。 （ｳ）　状況により、指定緊急避難場所に避難者がいる場合は、示された指定避難所の近傍の指定緊急避難場所の同様の確認も行うこととする。 （ｴ）　必要により、各支所は、指定緊急避難場所のみ避難状況等の確認をするものとする。 イ　避難所班の行動の統制 各課からの示された避難所班は、全て避難所統制班（地籍調査課）の指示により行動するものとする。なお、各課の避難所班の職員は、各課計画とする。 ウ　避難所班の編成 上記【避難所班の編成】とする。被害の状況及び感染症に対する処置等が必要になった場合は、避難所を集約（拡大）等の処置及び避難所対応の編成を変更する場合がある。（当時の状況による (4) 感染症対応時の職員配置避難所について【避難所設置班】	28

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）					P
令和２年度記載なし		指定避難所名	担当課名	人数	備　　考	
令和２年度記載なし	1	千寿苑	健康ほけん課	3	○　ワクチン接種・空調工事が終了するまで使用を制限する。 ○　ワクチン接種の終了後、指定避難所の機能を復帰する。 ※　大災害時は、その限りではない。	30
			福祉課	2		
	2	清和支所	清和支所	2	○　指定避難所としての機能	
	3	蘇陽支所	蘇陽支所	2		
	4	中央公民館	生涯学習課	1	○　千寿苑の代替施設として使用のため、当初からの開設を準備する。 ※　千寿苑通常使用までの間	
			総務課	1		
			企画政策課	1		
			山の都創造課	1		
	5	清和山村基幹集落センター	生涯学習課	1	○　上記３ヵ所が収容者数を上回る場合、または、早期に開設が望ましい場合は、災害対策本部（防災係）の指示により開設するものとする。	
			税務住民課	2		
	6	馬見原公民館	生涯学習課	1		
	7		農林振興課	2		
	8	清和保健センター	福祉課	2	必要により使用する。	

３章　災害応急対策　【災害対策本部の文書事務】　（右欄のＰは町地域防災計画の該当ページ）

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
令和２年度掲載なし	※　令和３年度の避難所の設置については、新型コロナの状況・ワクチン接種の状況及び台風等による予防的避難の状況並びに災害の規模等の避難者の状況により、上記を基準に判断する。 ※　開設等の報告等は、「令和３年度避難所マニュアル」による。	30

<table>
<tr><th>現行（令和２年度山都町地域防災計画）</th><th>修正案（令和３年度山都町地域防災計画）</th><th>P</th></tr>
<tr><td>５　ヘリコプター発着予定地
人命救助又は救護物資の空輸の発着予定地を確保するとともに、大規模火災時の消火活動拠点（着陸場）として、**別紙第７「ヘリ場外離着陸場一覧」**のとおり設定する。</td><td>５　ヘリコプター発着予定地
人命救助又は救護物資の空輸の発着予定地を確保するとともに、大規模火災時の消火活動拠点（着陸場）として、**別紙第７「ヘリ場外離着陸場一覧」**のとおり設定する。
但し、経年変化等で施設の荒廃及び管理不備等により、航空機が安全に使用できない場合は、使用中止するとともに、ヘリ場外離発着場から削除するものとする。　（追加）</td><td>34</td></tr>
<tr><td>４　通信施設の種類及び設置場所は、次のとおりである。
※　災害公衆電話の追加</td><td>４　通信施設の種類及び設置場所は、次のとおりである。
<table><tr><th>種　　別</th><th>設　置　場　所</th><th>備　　考</th></tr><tr><td>ＮＴＴ電話</td><td>山都町役場</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">防災行政無線</td><td>山都町役場及び山都町一円</td><td>役場から各世帯へ</td></tr><tr><td>山都町及び
山都町消防団（東部方隊）</td><td>県⇔町⇔公用車・
消防団車両</td></tr><tr><td>県防災行政無線</td><td>山都町役場</td><td>衛星・地上</td></tr><tr><td>警察電話・警察庁無線</td><td>警察署及び各駐在所</td><td></td></tr><tr><td>※災害用公衆電話</td><td>指定避難所 14 ヵ所</td><td>令和３年度中に完了予定</td></tr></table>※　災害用公衆電話は、指定避難所 14 ヵ所に設置し、指定避難所からの一方通行での電話使用ができるものであり、災害時及び予防的避難時の使用可能（無料）となっている。</td><td>35</td></tr>
</table>

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
第９節　避難収容計画 １　【略】 ２　(1)　【略】 (2)　避難所の開設 ~~町長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、収容すべき者を誘導、保護しなければならない。~~ (3) ～ (8)【略】	第９節　避難収容計画 １　【略】 ２　(1)　【略】 (2)　避難所の開設及び収容の基準 町は、指定避難所を災害が起きる恐れ、起きた場合に指定避難所を設置しなければならない。 町としての避難所開設は、(3)　避難所　別紙第６「避難所一覧」のとおりであるが、職員を配置して対応する避難所は、３カ所（感染症対応時：６カ所）とする。 その他の指定避難所・指定緊急避難場所は、地域住民をもって開設するものとする。 (3) ～ (8)【略】 (9) 災害時要支援者の避難行動 ア　町民への理解の促進 イ　避難行動 ウ　自主防災組織の活動 エ　福祉課・社会福祉協議会等の連携	40
第 11 節 １　【略】 ２　救出対象者 (1)　【略】 (2)　【略】	第 11 節 １　【略】 ２　救出対象者 (1)　【略】 (2)　【略】 (3)　救出・救助に関する情報の共有 救出対処者の家族に対しても関係する情報を提供し、必要な場合には心のケア等を実施する。	48

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
第 12 節 １　【略】 ２　遺体安置所及び検視場所 （1）矢部地区　※浜町体育館 （2）清和地区　※清和山村基幹集落センター （3）蘇陽地区　馬見原体育館	第 12 節 １　【略】 ２　遺体安置所及び検視場所 （1）矢部地区　※浜町体育館 （2）清和地区　※清和山村基幹集落センター （3）蘇陽地区　馬見原体育館 ※１　矢部地区の浜町体育館は、支援物資集積場所の中央体育館の予備となっていること。 ※２　新型コロナ感染症対応のため、当分の間、指定避難所として使用するものとする。 上記のことから、遺体安置場所及び検視場所としての機能を馬見原体育館の１か所に集約するものとする。	52
第 14 節 １　【略】 ２　【略】遺体安置所及び検視場所 ３　備　蓄 （1）備蓄場所 備蓄場所は、湿気、換気、小動物等の侵入を避け、直射日光等、衛生管理を徹底するとともに、備蓄等の搬出・納入が容易にできる場所の選定に着意する。 （2）食料の確保 下記の主食・飲料水以外の備蓄食用品を逐次確保する。 ア　ビスケット・クッキー イ　粉ミルク ウ　高齢者、乳幼児などに配慮した食品 エ　その他必要と認められる食料等できる場所の選定に着意する。	第 14 節 １　【略】 ２　【略】遺体安置所及び検視場所 ３　備　蓄 （1）備蓄場所 備蓄場所は、湿気、換気、小動物等の侵入を避け、直射日光等、衛生管理を徹底するとともに、備蓄等の搬出・納入が容易にできる場所の選定に着意する。 現在、町の指定備蓄場所として旧御岳小学校、矢部保健福祉センター千寿苑、清和支所、蘇陽支所とする。 また、災害時に孤立の恐れが高い地域に対して新規備蓄倉庫を設置し、災害時の対応を容易に行う。備蓄倉庫の設置場所は、旧白糸第３小学校・旧白糸第２小学校・旧木原谷小学校・西緑川多目的集会場・東緑川清流館・下矢部西部改善センターの７カ所とする。 （2）食料の確保 下記の主食・飲料水以外の備蓄食用品を逐次確保する。 ア　食料については、７年保存食・１０年保存水を基準 イ　ビスケット・クッキー ウ　粉ミルク エ　高齢者、乳幼児などに配慮した食品 オ　その他必要と認められる食料等	54 55

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
第２０節　災害ボランティア連携計画 【略】 1　災害ボランティアセンターの設置 (1)　【略】 (2)　災害ボランティアセンターの設置に関して社協が設定した場所が、適当でない場合は、救援活動を実施するために最適な場所を確保するものとする。 2　連携及び協力 (1)　災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し、相互に連携して協力する。 (2)　災害ボランティアセンターの運営に関し、人員不足により運営が困難な場合は、人員の派遣を検討する。 (3)　ボランティア活動等に関して救援物資の提供をするものとする。	第２０節　災害ボランティア連携計画 【略】 1　災害ボランティアセンターの設置【略】 (1)　【略】 (2)　災害ボランティアセンターの設置は、社会福祉協議会が設定する。 開設場所を清和体育（仮）として指定する。 2　連携及び協力 (1)　災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し、役場福祉課と相互に連携して行う。 (2)　災害ボランティアセンターの運営に関して人員不足により運営が困難な場合、町は人員の派遣を検討する。（受援計画により受け入れた職員の派遣） (3)　ボランティア活動等に関して救援物資の提供を考慮するものとする。	60 61
第 24 節　障害物除去計画　【略】 １～３【略】 ４(1)【略】 (2) 廃業の場合 廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所とする。	第 24 節　障害物除去計画　【略】 １～３【略】 ４(1)【略】 (2) 廃業の場合 廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所とする。 ※　山都町廃棄物集積場については、御岳グラウンド及び清和グラウンドを指定する。状況により、予備として旧中島東部小学校グラウンドとする。	65
第 29 節　災害廃棄物処理計画 １～４【略】 ５（1）～（8）【略】	第 29 節　災害廃棄物処理計画 １～４【略】 ５（1）～（8）【略】 (9) 清和グラウンド及び御岳グラウンドを災害時における災害廃棄物集積場として指定する。 災害の状況により、清和グラウンドのみの使用で可能な場合、御岳グラウンドを部隊活動拠点及び航空機の場外着陸場としての使用するものとする。 第 30 節以下及び第 4 章災害復旧・復興計画 1 節から 4 節については、令和 3 度変更事項なし	69

【風水害対策編】

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
第１章　総　側　【略】 第１節～第３節　【略】 第２章　災害予防計画 第１節　水害予防計画【略】 １～２【略】 ３　道路橋梁対策 (1)　道路対策 山都町の道路延長は、次のとおりである。 ~~国　道　６８２３１ｍ~~ ~~県　道　１８９７６３ｍ~~ ~~町　道　９５５００３ｍ~~ 以上の膨大な延長であるが、多くの路線が崖崩れの恐れがあり逐次改良工事を行い側溝の整備、ブロック積、よう壁及びコンクリート吹付工事等によって防災対策を強化していく。 第２節 １　土石流対策　【略】 ２　土砂災害防止法における要配慮者利用施設の避難確保対策【略】 第３章　災害応急対策 １　【略】 ２(1)(2)　【略】 (3) ア～ウ　【略】	第１章　総　側　【略】 第１節～第３節　【略】 第２章　災害予防計画 第１節　水害予防計画【略】 １～２【略】 ３　道路橋梁対策 (1)　道路対策 山都町の道路延長は、次のとおりである。 国　道　８２３１ｍ　主要地方道　１９７３３．１ｍ 一般県道　１６９９１１.３ｍ　町　道　９４０４４４ｍ 以上の膨大な延長であるが、多くの路線が崖崩れの恐れがあり逐次改良工事を行い側溝の整備、ブロック積、よう壁及びコンクリート吹付工事等によって防災対策を強化していく。 第２節 １　土石流対策　【略】 ２　土砂災害防止法における要配慮者利用施設の避難確保対策 (1)【略】 (2) 要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び訓練の実施を行うものとする。 なお、防災訓練においては、年度１回を風水害・地震の想定における訓練を実施するものとする。（土砂災害防止法により義務化） 第３章　災害応急対策 １　【略】 ２(1)(2)　【略】 (3) ア～ウ　【略】 エ　課長は、所属職員の召集又は連絡に当っては、最も迅速かつ的確な方法（メール等）をとるものとする。 この際、ＬＶ（ライフビジョン）の職員参集機能を最大限活用して職員の参集を行う。 オ　職員は、災害により全職員参集が発せられた場合、出勤をすることを基本し、出勤したならば、所属課に出勤した旨を報告するとともに災害対策本部室設置がなされた場合は、速やかに災害対策本部室設置のための行動をとる。 ※　細部は、「令和３年度災害時職員行動マニュアル」による。	4

<table>
<tr><th colspan="3">現行（令和２年度山都町地域防災計画）</th><th colspan="4">修正案（令和３年度山都町地域防災計画）</th><th>P</th></tr>
<tr><td colspan="3">第３章　災害対応対策
第１節～３節【略】
第４節
１　~~避難勧告~~等に関するガイドライン</td><td colspan="4">第３章　災害対応対策
第１節～３節【略】
第４節
１　避難行動等に関するガイドライン
内容　【記載以外　略】
なお、避難勧告等により避難が必要な住民に求める行動は次表のとおり。</td><td>10</td></tr>
<tr><td>警戒
レベル</td><td>住民等がとるべき処置</td><td>行動等を住民等に促す情報</td><td>警戒
レベル</td><td>警戒相当</td><td>避難情報</td><td>行動を住民等に促す情報</td><td rowspan="6">11</td></tr>
<tr><td>5</td><td rowspan="5">修正【削除】</td><td rowspan="5">修正【削除】</td><td>5</td><td>特別警報相当</td><td>緊急安全確保</td><td>○ 命を守る最善の方法を取る。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>4</td><td>土砂災害警報相当</td><td>避難指示</td><td>○ 速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>3</td><td>警報情報相当</td><td>高齢者等避難</td><td>○ 避難に時間を要する人（高齢者の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者も避難をしましょう。その他の方も、避難準備の準備をしたり、危険を感じたら避難をしましょう。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>2</td><td>注意情報相当</td><td>大雨・洪水・高潮
注意報　（気象台）</td><td>○ ハザードマップ等により災害のリスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など避難に備え自らの避難行動を確認する。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>1</td><td></td><td>早期注意情報</td><td>○ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">現行（令和２年度山都町地域防災計画）</th><th colspan="2">修正案（令和３年度山都町地域防災計画）</th><th>P</th></tr>
<tr><td colspan="2">※　職員の災害時における行動の基準は、「災害時職員行動マニュアル」による。
※　災害と感染症の両正面の避難所対応を実施しなければならない場合は、「災害時における避難所運営要領」による。

２　避難情報の発令判断の基準</td><td colspan="2">①　市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。
②　避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります
③　警戒レベル３は、高齢者等以外の人も、必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり危険を感じたら自主的に避難するタイミング。
※　職員の災害時における行動の基準は、「災害時職員行動マニュアル」による。
※　災害と感染症の両正面の避難所対応を実施しなければならない場合は、「災害時における避難所運営要領」による。
２　避難情報の発令判断の基準</td><td rowspan="10">11</td></tr>
<tr><td>避難情報</td><td>判断状況</td><td>避難情報</td><td>判断状況</td></tr>
<tr><td>レベル３
避難準備・高齢者等避難開始</td><td>【略】</td><td>レベル４
避難指示</td><td>【略】</td></tr>
<tr><td>レベル４
避難勧告</td><td>【略】</td><td>レベル３
高齢者等避難</td><td>【略】</td></tr>
<tr><td>レベル４
避難指示（緊急）</td><td>削除</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　避難者の避難基準
【略】・・・・
なお、警戒レベル３及び４避難勧告等により避難が必要な住民に求める行動は次表のとおり。</td><td colspan="2">３　避難者の避難基準
【略】・・・・
なお、警戒レベル３及び４避難指示等により避難が必要な住民に求める行動は次表のとおり。</td></tr>
<tr><td>避難レベル</td><td>避難が必要な住民に求める行動</td><td>避難レベル</td><td>避難が必要な住民に求める行動</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル３】
~~避難準備~~高齢者等避難~~開始~~</td><td>【略】</td><td>【警戒レベル３】
高齢者等避難</td><td>【略】</td></tr>
<tr><td>~~【警戒レベル４】~~
~~避難勧告~~</td><td>修正　【略】</td><td>【警戒レベル４】
避難指示</td><td>○ 全員避難
○ 速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。
○ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
○ 危険地域から少しでも安全な場所へ移動する。
※　危険を冒してまで指定された避難場所に行くことなく、今いる場所より、少しでも安全な場所に避難する。</td></tr>
<tr><td>~~【警戒レベル４】~~
~~避難指示~~</td><td>修正　【略】</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
３　避難者の避難基準 (1) 警戒レベル３【高齢者等避難情報の基準】 ア～イ　【略】 ウ　強い降雨（又は暴風「風速２０ｍ以上」）を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 (2) 警戒レベル４【避難指示の基準】 次のア～オのいずれか１つに該当する場合に、~~避難勧告~~を発令する。 ア　土砂災害警戒情報が発令された場合 イ　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ウ　~~避難勧告等による避難が不十でなく、再度、避難を住民に促す必要がある場合~~ エ　河川等の異常な漏水の進行や亀裂等により、決壊の恐れが高まった場合 オ　河川等の決壊や越水、溢水の発生または、氾濫発生情報が発表された場合	３　避難者の避難基準 (1) 警戒レベル３【高齢者等避難情報の基準】 ア～イ　【略】 ウ　強い降雨（又は暴風「風速２０ｍ以上」）を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、前日１７時までに判断して多くの避難所を開設する。 　その際、町として基本６カ所の開設、地域住民に指定避難所の多くを開設するよう周知する。 (2) 警戒レベル４【避難指示の基準】 次のア～カのいずれか１つに該当する場合に、避難指示を発令する。 ア　土砂災害警戒情報が発令された場合 イ　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ウ　大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、線状降水帯の発生及び記録的短時間大雨情報が発表された場合、または、その恐れがあった場合 エ　土砂災害の前兆（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見され、土砂災害の危険性が高まった場合 オ　河川等の異常な漏水の進行や亀裂等により、決壊の恐れが高まった場合 カ　河川等の決壊や越水、溢水の発生または、氾濫発生情報が発表された場合	12

【地震災害対策編】

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
※ 新規のため記載なし	第１節　目　的　【一部略】 【参考記述】 （地震：Ｊ－ SHIS ） 地震ハザードステーションの防災地図によると、震６弱以上の規模の地震が今後 30 年間で 3%～26%の確率で発生すると言われている。 山都町においては、緑川断層帯が存在し、山都町滝上付近から美里町払川付近にかけて分布する断層帯であり、全長約３４kmと推測される。 活動した場合は、マグニチュード 7.4 のエネルギーが発生すると予測され、１回の活動におけるずれの量は 3m 程度の可能性がある。平均活動間隔は、３万年から６万年とも言われ、最新活動時期は不明であることから、日頃から地震の発生を想定し、災害に備える必要がある。 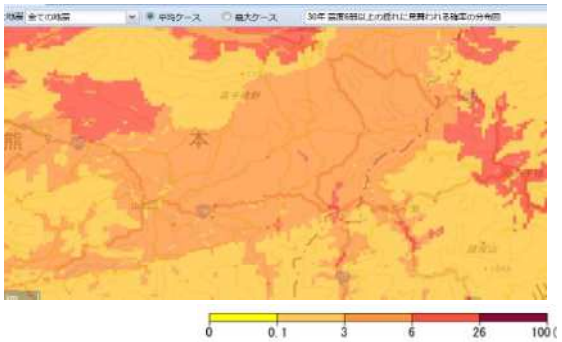 その他の地震災害として、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される。今後、30 年間で 70%～80%の確率で発生すると予測され、山町町においても、平成 26 年に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、宮崎県沖で震度７の地震が発生した場合は、山都町においても震度６弱以上の揺れが発生すると予測されている。 そのため、令和２年度においては、地域防災計画の中の「地震災害対策編（南海トラフ地震防災対策推進計画）」を作成するとともに、併せて、阿蘇山が噴火した場合の周辺市町村の避難確保のため、阿蘇火山広域避難推進計画を作成して円滑な避難確保及び迅速な救助に関する事項を町、近隣市町村並びに防災関係機関と必要な体制を確立することとしている。 ※　緑川断層帯及び南海トラフに関する概要を記載	3

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
第１章～第２章　【略】 第３章　災害応急対策計画 第１節　組織計画 1　山都町災害対策本部設置の基準【略】 (1) 山都町災害対策本部設置の基準 ア　自動設置 ※　災害対策本部自動設置の場合は、その理由及び現状を町長の登庁後、速やかに報告することを基本とする。 以下【略】	第１章～第２章　【略】 第３章　災害応急対策計画 第１節　組織計画 1　【略】 (1)　山都町災害対策本部設置の基準 ア　自動設置 (ｱ)　管内で震度６弱以上の地震が発生した場合 (ｲ)　大雨特別警報が発表され、人的被害等の被害情報があった場合 ※　災害対策本部自動設置の場合は、その理由及び現状を町長の登庁後、速やかに報告することを基本とする。 以下【略】	12
第４章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第１節　【略】 第２節　南海トラフ地震災害対策推進計画の基本的考え方　【略】 1　南海トラフの特性 南海トラフ地震は、我が国において発生する最大級の地震である。その大きな特性として下記事項があげられる。 (1)～(4)　【略】 2～3　【略】 4　南海トラフ地震防災対策推進計画に当たって配慮すべき事項 (1)～(3)　【略】 (4) ~~南海トラフ巨大地震となった場合には、被害の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは様相が異なることが考えられる。~~ 第４節及び第５節を第５節及び第６節の節番号を変更する。 内容【略】	第４章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第１節　【略】 第２節　南海トラフ地震災害対策推進計画の基本的考え方　【略】 1　南海トラフの特性 南海トラフ地震は、我が国において発生する最大級の地震である。その大きな特性として下記事項があげられる。 (1)～(4)　【略】 (5) 山都町の被害想定は、震度６弱以上の地震が想定されているが、南海トラフに係る海岸地域に被害が集中するため、災害派遣及び救援物資に期待ができないことから自助・互助を重視して準備を進めことが重要である。 2～3　【略】 4　南海トラフ地震防災対策推進計画に当たって配慮すべき事項 (1)～(3)　【略】 (4) 山都町に想定される地震の大きさは震度６弱以上と予測されているが、極めて広域・甚大な災害が予測されることから、災害派遣及び救援物資に期待ができないと思われることから、各人ごとの（主食・水等）備蓄品の町民に対する周知をあらゆる媒体を通じて促すものとする。 第３節　【略】 第４節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の住民周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。その体制及び周知方法については、以下のとおり。	25

現行（令和２年度山都町地域防災計画）	修正案（令和３年度山都町地域防災計画）	P
第４節及び第５節を第５節及び第６節の節番号を変更する。 内容【略】 第７節及び第８節　【略】 第５章　阿蘇火山広域避難推進計画　【略】	１　情報収集の態勢 情報収集の基本態勢は、防災係２名とする。また、通常待機態勢の職員は、自宅待機とし、必要により通常待機の態勢を役場内においてとるものとする。 ２　情報の伝達 防災行政無線、ライフビジョン、ホームページ等のあらゆる媒体を活用して住民周知を行う。 第５節　災害応急対策をとるべき期間等　【新規】 町は、南海トラフ沿いの想定震源地域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震から１週間、後発地震（南海トラフ想定地震地域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。 また、当該期間経過後（１～２週間）に発生する地震に対して特に、注意をする。 第６節　地震防災上必要な教育及び広報　【本文略】 １　職員等に対する教育 (1)　【略】 (2)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (3)～(5)　【略】 ２　町民（地域住民）に対する防災地域（南海トラフの知識）の普及 町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の啓発及び長期避難を想定した備蓄等の準備をするものとする。 教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じ山都町は、町民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及徹底を図る。この際、従来防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるように着意する。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。 第７節、第８節　【略】 第５章　阿蘇火山広域避難推進計画　【略】 ※令和３年度変更なし	25